

整理番号 4-1

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	日本教育新聞 購読料		
年月日	令和 2年 4月 1日~令和 2年 5月31日	金額	5,400円

目的	教育関係の情報収集
使途	2ヶ月分の購読料(2020年4月~5月)
政務活動・ 県政との 関連性	学校教育関係の情報を収集し、常任委員会等の政務活動に生かしていく。
<<領収書貼付枠>> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払額 32,400円(2019.6~2020.5) (支払日:2019年6月7日) ・ 政務活動費請求額 32,400円×2/12月=5,400円 	

按分の理由 すべて政務活動である。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,400円	100 %	5,400円

お支払い方法の選択

クレジットカード情報の入力

クレジットカード情報入力確認

お支払い手続き完了

大石 哲司 様

お支払い手続き完了

お支払い手続きが完了しました。この画面を印刷して大切に保管してください。

※ お支払い手続きが正しく行えませんが、ブラウザの「戻る」ボタンは押さないでください。

お支払い方法

クレジットカード

お支払い回数	1回払い
--------	------

お客様情報

お名前	大石 哲司 様
フリガナ	オオイシ テツジ

ご注文内容

	日本教育新聞社
決済受付番号	19060782884933
ご購入料金	32,400 円
読者サービス 係 電話番号	03-3280-7008
読者サービス 係 メールアド レス	dokusya@kyoiku-pres s.co.jp

このページを印刷する

請 求 書

2019年 6月 5日

静岡県議会議員大石哲司事務所

大石 哲司 様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。

※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役社長 林 幹 長


東京都港区白子 1-1-1

電話 03 (3) 280-7008

《お支払い先》

- ・振替払込 00150-8-196500
- ・銀行振込 みずほ銀行虎ノ門支店
普通預金 2835213
- ・口座名義 株式会社日本教育新聞社



合計請求額	32,400 円	読者コード		請求書番号	0004220634
-------	----------	-------	--	-------	------------

(内税)

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

	品 名	部 数	期 間	金 額	備 考
前回請求額				円	
今回入金額				円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	32,400 円	2019/06-2020/05
合計請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	32,400 円	2019/06-2020/05

整理番号 4-2

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・大石哲司)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	「徳川みらい学会」年会費		
年月日	令和 2年4月 1日~令和 年 月 日	金額	10,110円

会の趣旨・目的	令和 2年度 徳川みらい学会への入会
会の活動内容等	徳川みらい学会事務局の主催により、年6回程度の講演会を開催
政務活動・県政との関連性	江戸時代の「究極の循環型社会システム」や経済文化交流を基軸とした平和外交政策等は、環境問題や地域外交を積極的に進める本県において参考にするべき点が多くあり、調査研究した成果を委員会活動等に生かしていく。

《領収書貼付枠》

ご利用明細 静岡銀行 SHIZUOKA BANK

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日	振替先店番・科目・口座番号	口座番号
02 02 17	059	
銀行番号	店番号	科目
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0346	お引出し	¥10,000
お取扱店	お取引内容	お取引金額
おつり	残高	
キヤンセル	手数料	時刻
	¥110	1455
		0258

オカ
フクチヨウ
1873338
ツカイ
TEL053-435-0057

06.520.38 (裏面もご覧ください)

※送金手数料 110円を含む

※添付書類：(徳川みらい学会定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	10,110円	100%	10,110円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人徳川みらい学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人徳川みらい学会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、徳川みらい学会の事業運営の他、静岡市民に対して、ふるさとの歴史文化を学び、守る活動や新しい文化の創造を図り、静岡市の活性化に寄与する様々な事業を行い、合わせて静岡市の歴史や文化に関わる施設を支援する事業を行うことで、そこに住む人が誇りを持ち、人々に愛され、魅力ある街づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①徳川みらい学会の活動に関わる事業
 - ②歴史文化に関する学習機会の提供事業
 - ③定期的な講演会の機会の提供事業
 - ④特別講演会、シンポジウムの機会の提供事業
 - ⑤市民が誇りに思える静岡市の街づくりや活性化に寄与する事業
 - ⑥その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日

から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的な方法等をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載し

た議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面あるいは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決されたものに

譲渡するものとする。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	熱 川 裕
副理事長	久 保 田 隆
理事	大 場 知 明
同	松 下 友 幸
同	知 久 昌 樹
同	鈴 木 理 久
監事	齋 藤 康 博

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正個人会員入会金	0 円
正会員年会費	10,000 円

(2)	賛助会員入会金	0円
	賛助会員年会費	10,000円

附 則

この定款は2018年10月1日から施行する。

整理番号 4-3

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチャキー

支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報提供費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・(事務所費)・人件費		
内 容	事務所賃借料		
年 月 日	令和 2年 4月 1日~令和 2年 4月30日	金 額	61,125円

目 的	事務所の借上げ
使 途	4月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	—

<<領収書貼付枠>>

キャッシュサービスご利用枠
 毎度ご利用いただきありがとうございます

4月 浜松いわた信用金庫

お取扱日 02-03-06 取扱金庫・店番 1503015-1765
 カード発行金融機関 店番 口座番号

万円(後)	千円(後)	百円(後)	円(後)	お取引金額
000	000	000	000	¥122,250*
お取引内容				お取引後残高
支払い				*****
手数料	¥0	ページ	硬貨	
時 刻	10:08		おつり	

浜松磐田信用金庫
 西ヶ崎支店
 マルミコスギオアシス(カ様)
 当座 0000002272
 オオイズミテック様
 TEL053435-0057

 *印紙税申告済
 *付につき浜松西
 税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

按分の理由 政務活動と後援会活動 で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	122,250円	1 / 2 %	61,125円

整理番号 4-4

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

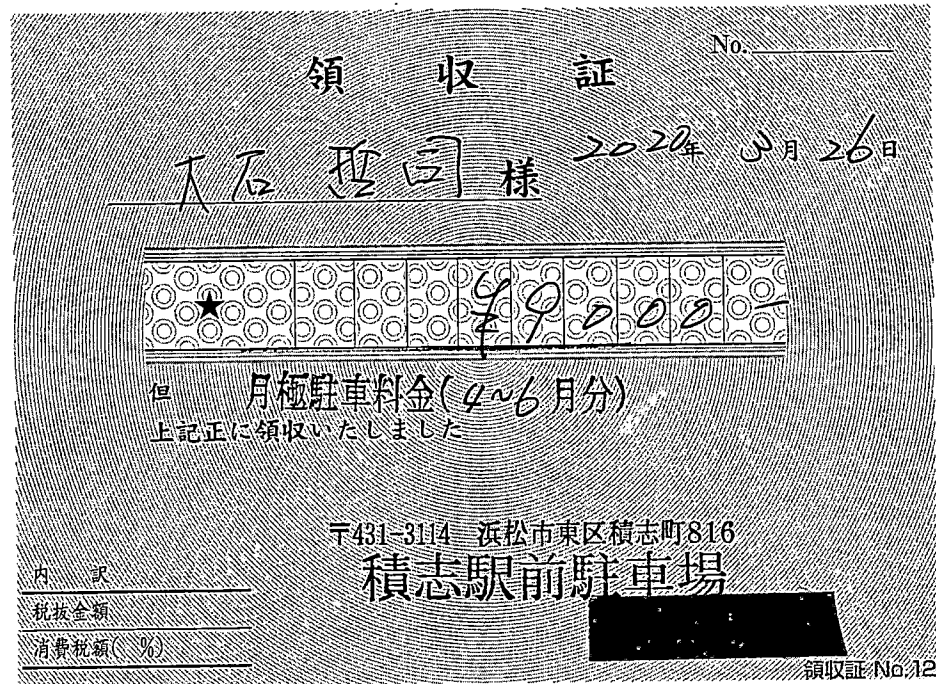
7811 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	月極駐車場料金		
年 月 日	令和 2年 4月 1日~令和 2年 6月30日	金 額	4,500円

目 的	月極駐車場の借上げ
使 途	4~6月分の駐車場借上げ代
政務活動・ 県政との 関連性	県庁及び浜松市役所への中継拠点

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	9,000円	1 / 2	4,500円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-5

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

780 - 004

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・大石哲司)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	R 2年 3月12日	R 2年 4月 1日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	1,737円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式


・積上げ方式

: 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

○ 充当限度割合による按分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合 1/2

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 大石哲司

《領収書貼付枠》



納品書(領収書)
2020年04月01日 09:10

売上
販売店: 有玉SSS
カード: 有玉SSS
車両番号: 020101
レギュラーガソリン P-04 *
27.80L 125円 ¥3,475
消費税 ¥3,475
(消費税10%対象)
内消費税等 ¥316
クレジット支払

合計 ¥3,475

有効期限: XX/XX NC ICS
支払方法: 一括払い
承認番号: 0000493
カード番号: [REDACTED]
Tポイント: [REDACTED] 15P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsjite.jpにてご確認下さ
い。

有限会社高林商店 有玉SSS
浜松市東区有玉北町1248-1
TEL: 053-434-0172 SS-480140
場所コード: 8232
E-NO 3582-01
E-NO 9161-9163
電話番号 17-24136
022 [REDACTED] 2020/04/01

支払者: 大石哲司

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,475円	1 / 2 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-6

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政活動報告誌郵送料		
年月日	令和 2年 4月 1日~平成 年 月 日	金額	33,962円

目的	県政活動報告誌の送付
使途	県政活動報告誌の郵送
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動の一環として、活動報告誌を作成している。

《領収書貼付枠》

領収書

様
 [別納引受] 18.0g
 区内特別基 (定) 326通 23,798
 @73
 小計 23,798
 第一種定形 18.0g
 @84 121通 10,164
 小計 10,164
 郵便物引受合計通数 447通
 課税計 (10%) 33,962
 (内消費税等 3,087)
 非課税計 0
 合計 33,962
 お預り金額 40,062
 おつり 6,100
 〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2020年4月1日 9:03
 担当: []
 発行No. 200401A9265 端N33箱02
 連絡先: 積志郵便局
 TEL: 0570-943-370

支払者: 大石 哲司

按分の理由 すべて政務活動である。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	33,962円	100%	33,962円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-7

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー

支出証拠書

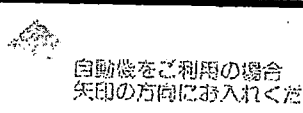
780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料		
年 月 日	令和 2年 4月 2日~平成 年 月 日	金 額	30,327円

目 的	政務活動に必要な自動車の配車
使 途	4月支払分の自動車リース料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

	
年月日	領 収 書 記 号
02-03-27	
02-03-27	
02-03-31	
02-04-02	口座振替
	*69,012トヨタファイナンス(カ)

計上額については、別添説明資料のとおり。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分。	60,655 円	50 %	30,327 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

自動車リース料金経費の内訳

政務活動費をリース代として充当するにあたり、リース料総額より充当困難な経費を除外する。

記

単位：円（消費税を含む）

項目等	金額（48ヶ月）	月額リース料	摘要
リース料 総額	3,312,576	69,012.0	
重量税	△31,800	△662.5	
JAF	△8,640	△180.0	
車検・点検	△111,240	△2,317.5	
メンテナンス料	△60,480	△1,260.0	
車両保険相当額	△188,946	△3,936.3	本人:対物に限定
差引計	2,911,470	(a)60,655.7	

リース料総額から重量税など上記表に記載の経費を控除した月額リース料は、(a)60,656円とする。

契約者 浜松市東区積志町847-1 大石 哲司

と締結した自動車リース契約については、上記の通り相違ありません。

令和 元年 8月 8日

浜松市中区西浅田2丁目6番43号
株式会社 トヨタレンタリース 浜松
代表取締役 **鈴木雅之**



整理番号 4-8

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県議会活動報告誌 印刷代		
年月日	令和 2年 4月 3日~平成 年 月 日	金額	158,180円

振込手数料(330円)を含む。

目的	県政の広報活動
使途	浜松市東区内への配布用
政務活動・ 県政との 関連性	県政のあらましを住民に公報するもの

領 収 証

No 030353

令和 2年 4月 3日

大石 哲司 様

¥157,850-

但し 県政報告誌印刷代として
上記の金額正に領収致しました



取扱者

現金		相殺	
小切手		値引	
手形		振込	✓

Sugiyama Media Support Co., Ltd.
杉山メディアサポート株式会社

- 本 社 / 〒431-2103 浜松市北区新都田1-10-2 TEL (053)484-1171(代)
- 営業本部 / 〒435-0046 浜松市東区丸塚町196-1 TEL (053)467-6000(代)
- 営業所 / 静岡・東京

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関わるもの	158,180円	100%	158,180円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

請 求 書

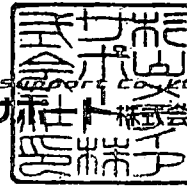
〒431-3114

2020年 4月 1日 締切分 No.134875

静岡県浜松市東区積志町847-1

大石哲司 様

Sugiyama Media Support Co., Ltd.
杉山メディアサポート株式会社



取引銀行
静岡銀行 上新屋支店 ②020808
浜松いわた信用金庫 上新屋支店 ②2010778
三菱UFJ銀行 浜松支店 ②553468
みずほ銀行 浜松支店 ②1246529
りそな銀行 浜松支店 ②102049
遠州信用金庫 本店 ②1086

お客様コードNo. [REDACTED]

本社営業本部 / 〒435-0046 静岡県浜松市東区丸塚町196-1
TEL (053) 467-6000(代)
FAX (053) 467-6006

営業所 / 静岡営業所・東京営業所

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	税抜御買上額	消費税額	税込御買上額	今回御請求額
*****	*****	*****	10% 143,500	10% 14,350	10% 157,850	157,850

伝票日付	伝票No.	品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
20/04/01	454016	大石哲司様活動報告	35,000	枚	4.10	143,500	059-0035581

キャッシュサービスご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

お取引日	取扱金庫・店番	機番	取扱通番
02-04-03	1503015	7354	
カード発行金融機関	店番	口座番号	
万円(後)	五千円(後)	二千円(後)	千円(後)
000000000000	お取引金額		
¥157,850*			
お取引内容		お取引後残高	
支払い		*****	
手数料	¥330	ページ	硬貨
時刻	10:05		おつり
浜松磐田信用金庫 上新屋支店 スキヤメディアサポート(カ様) 普通 0002010778 オオインテツ 様 TEL 053435-0057			

印紙税申告納付につき浜松西		ご利用ありがとうございました。	
税務署承認済			

整理番号	4-9
------	-----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費() 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて打合せ		
年 月 日	令和2年 4月 3日~平成 年 月 日	金 額	4,660 円

目 的	会派内調整及び打ち合わせ
使 途	交通費 (浜松 ⇄ 静岡)
政務活動・ 県政との 関連性	新年度の会派役員の人事についての協議及び県政についての打ち合わせを行った。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	4,660円	100%	4,660円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

残高ご利用明細

残高履歴 (最新 20件)

月日	時刻	乗車	運賃	降車	残額
○ 4-3	1710	新浜松駅	-240	積志駅	¥4950
○ 4-3	1210	積志駅	-240	新浜松駅	¥5190

20-4-3 17:16 積志駅101発行 遠州鉄道株式会社

@240円 x 2 = 480円

領収書

Receipt 様

領収年月日 2020-1-31

金額 ¥12,540 (消費税等込み)

(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(60013 7枚)
東海旅客鉄道株式会社
浜松駅
浜松駅M.V.8発行 00014-02

印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

支払者: 大石哲司

6枚申請 2枚使用

@2090円 x 2 = 4180円

新幹線回数券 (自) 455
(乗車券・新幹線自由席/特定特急券) -79

静岡 ↔ 浜松

- ・新幹線の普通車自由席に限り有効です。
- ・途中駅で下車した時は前途は無効になります。
- ・区間変更、指定席への変更等の取扱いはできません。
- ・全券片未使用の場合に限り、払い戻します。(繰03)

-1月31日から-5月10日まで有効 **C制** R762

・-4/27~5/6は利用できません。

2020-1-31浜松駅MV8 (3-) 60013-05 C56

新幹線回数券 (自) 455
(乗車券・新幹線自由席/特定特急券) -79

静岡 ↔ 浜松

- ・新幹線の普通車自由席に限り有効です。
- ・途中駅で下車した時は前途は無効になります。
- ・区間変更、指定席への変更等の取扱いはできません。
- ・全券片未使用の場合に限り、払い戻します。(繰04)

-1月31日から-5月10日まで有効 **C制** R762

・-4/27~5/6は利用できません。

2020-1-31浜松駅MV8 (3-) 60013-06 C56

整理番号 4-10

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

7811 - 0011

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・(事務所費)・人件費		
内 容	事務所賃借料		
年 月 日	令和 2年 5月1日~令和 2年 5月31日	金 額	61,125円

目 的	事務所の借上げ
使 途	5月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

キャッシュサービスご利用枠
 毎度ご利用いただきありがとうございます

5月 浜松いわた信用金庫

お取引日	02-04-03	取扱金庫・店番	1503015-7355
カード発行金融機関	店番	口座番号	
万円(位)	五千円(位)	千円(位)	百円(位)
000	000	000	000
お取引金額			¥122,250*
お取引内容		お取引後残高	
支払い		*****	
手数料	¥0	ページ	硬貨
時刻	10:07	おつり	

浜松磐田信用金庫
 西ヶ崎支店
 マルミコスキオリモノ(カ)様
 当座 00000002272
 オオノツネツツ様
 TEL:05-3-435-0057

 印紙税申告納付済み浜松西
 税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	122,250円	1 / 2 %	61,125円

残高ご利用明細

残高履歴 (最新 20件)

月日	時刻	乗車	運賃	降車	残額
○	4-9 1510	第一通り	-240	積志駅	¥4470
○	4-9 0910	積志駅	-240	新浜松駅	¥4710



20.4.9 15:16 積志駅101発行
遠州鉄道株式会社

支払者: 大石哲司

領収書

Receipt 領収年月日 2020.4.20 様

金額 ¥12,540 (消費税等込み)
(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(40312 7枚)
東海旅客鉄道株式会社
浜松駅
浜松駅MV9発行 50313-01

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

6枚中 2枚使用

@240円 x 2 = 480円

@2090円 x 2 = 4180円



新幹線回数券 (自)

(乗車券・新幹線自由席/特定特急券)

455
-79

静岡 ↔ 浜松

- ・新幹線の普通車自由席に限り有効です。
- ・途中駅で下車した時は前途は無効になります。
- ・区間変更、指定席への変更等の取扱いはできません。
- ・全券片未使用の場合に限り、払い戻しします。(額04)
- 2月20日から-5月29日まで有効 [C制] R789
- ・-4/27~5/6は利用できません。

2020.-2.20浜松駅MV9 (3-) 40312-06 C56



新幹線回数券 (自)

(乗車券・新幹線自由席/特定特急券)

455
-79

静岡 ↔ 浜松

- ・新幹線の普通車自由席に限り有効です。
- ・途中駅で下車した時は前途は無効になります。
- ・区間変更、指定席への変更等の取扱いはできません。
- ・全券片未使用の場合に限り、払い戻しします。(額03)
- 2月20日から-5月29日まで有効 [C制] R789
- ・-4/27~5/6は利用できません。

2020.-2.20浜松駅MV9 (3-) 40312-05 C56

整理番号 4-12

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチャキー

支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【4月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・大石哲司)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近)の給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	R 2年 4月 1日	R 2年 4月 11日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	1,750円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式

: 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

○ 充当限度割合による按分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合 1/2

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。

議員氏名 大石哲司



《領収書貼付枠》

納品書(領収書)
2020年04月11日 14:09

売上
店名: [Redacted]
店番: [Redacted]
車番: [Redacted]
レギュラーガソリン P-01 *
28.00L 125円

合計 ¥3,500
(消費税10%対象) ¥3,500
内消費税等 ¥318
クレジット支払

有効期限: XX/XX NC ICS
支払方法: 一括払い
承認番号: 0000498
カード番号: [Redacted]
ポイント: [Redacted] 15P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

有限会社高林商店 有玉SS
浜松市東区有玉北町1248-1
TEL: 053-434-0172 SS-480140
備前コード: 8232
レシートNo 5260-01
デフォルト番号 2664
外通番 17-24349
02

2020/04/11

支払者: 大石哲司

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,500円	1 / 2 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書管理番号: 020411455-1

領収書

注文番号: 23100-020411455-1

大石 哲司 様

¥6,600-

(税込)

但 色上質紙

決済方法 : クレジットカード

2020年 4月 13日 上記正に領収いたしました

〒700-0825 岡山県岡山市北区田町 1-10-1

サンワサプライ株式会社
サンワダイレクト

TEL 086-223-5680
<http://direct.sanwa.co.jp>
E-mail : direct@sanwa.co.jp



整理番号 4-14

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

用途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諫情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて打合せ		
年月日	令和 2年 4月 20日~平成 年 月 日	金額	4,660 円

目的	会派内調整及び打ち合わせ
用途	交通費 (浜松 ⇄ 静岡)
政務活動・ 県政との 関連性	新年度の委員会構成についての協議及び県政についての打ち合わせを行った。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	4,660円	100%	4,660円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支払者：大石哲司

領収書

Receipt _____ 様

領収年月日 2020.-2.20
金額 ¥12,540 (消費税等込み)

[クレジット扱い]

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(40312 7枚)
東海旅客鉄道株式会社

浜松駅
浜松駅MV9発行 50313-01

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

残高ご利用明細

残高履歴 (最新 20件)

月日	時刻	乗車	運賃	降車	残額
0-420	1810	新浜松駅	-240	積志駅	*9010
0-420	1040	積志駅	-240	新浜松駅	*9250

20.-4.20 18:16

積志駅101発行
遠州鉄道株式会社

6枚中、2枚使用

@2090 x 2 = 4180(A)

@240(A) x 2 = 480(A)



新幹線回数券 (白)

(乗車券・新幹線自由席/特定特急券)

455
-79

静岡 ↔ 浜松

- ・新幹線の普通車自由席に限り有効です。
- ・途中駅で下車した時は前送は無効になります。
- ・区間変更、指定席への変更等の取扱いはできません。
- ・全券片未使用の場合に限り、払い戻します。(繰02)
- 2月20日から-5月29日まで有効 [C制] R789
- ・-4/27~ -5/6 は利用できません。

2020.-2.20浜松駅MV9 (3-) 40312-04 C56



新幹線回数券 (白)

(乗車券・新幹線自由席/特定特急券)

455
-79

静岡 ↔ 浜松

- ・新幹線の普通車自由席に限り有効です。
- ・途中駅で下車した時は前送は無効になります。
- ・区間変更、指定席への変更等の取扱いはできません。
- ・全券片未使用の場合に限り、払い戻します。(繰01)
- 2月20日から-5月29日まで有効 [C制] R789
- ・-4/27~ -5/6 は利用できません。

2020.-2.20浜松駅MV9 (3-) 40312-03 C56

本書は 整理番号 4-11へ添付

整理番号 4-15

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読		
年月日	令和 2年 4月20日~平成 年 月 日	金額	930円

目的	社会情勢に関する情報の収集
使途	しんぶん「赤旗」日曜版 4月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	全国の最新情報を収集し、政務活動の参考にしていく。

<<領収書貼付枠>>

大石 哲司 様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930

*印は税率8%

日本共産党発行の

しんぶん赤旗

領収書

930 円

2020 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
日本共産党西部地区委員会
〒433-8122
浜松市中区上島 2-13-17
TEL 053-474-2145

領収日 4/20 扱者 [Redacted]

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動のために購読	930円	100%	930円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-16

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー

支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【4月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・大石哲司)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近)の給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	R 2年 4月11日	R 2年 4月22日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km/ km	1,706円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)


※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

○ 充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合 1/2

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 大石哲司

《領収書貼付枠》



納品書(領収書)
2020年04月22日 16:12

売上
スマイル・ガソリン 樽
トク
カード・アス(スマイル・ガソリン)
実業番号
020101
レギュラーガソリン P-04
27.31L 125円 *
合計 ¥3,413
(消費税10%対象)
内消費税等 ¥310
クレジット支払

有効期限: XX/XX/NC 1CS
支払方法: 一括払い
承認番号: 0000506
カード番号: [REDACTED] 15P
Tポイント: [REDACTED]
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

有限会社高林商店 有玉SS
浜松市東区有玉北町1248-1
TEL: 053-434-0172 SS-480140
場所コード: 8232
レシートNo 6706-01
デ-506681-5683
91通番17-24529
025 [REDACTED] 2020/04/22

支払者: 大石哲司

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,413円	1 / 2 %	1,706円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用明細書



登録番号 近畿財務局長(4)第00810号

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 今月のご利用明細書をご案内申し上げますのでご確認ください。

当月お支払日	2020年 4月27日(月)
当月お支払合計金額	119,168 円

お支払日は毎月27日です。前日迄にご入金願います。(ただし金融機関休業日の場合は翌営業日になります。)

カード名称	スマイルパーソナル Tカードプラス
会員番号	[REDACTED]
金融機関	[REDACTED]
本支店	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]
口座名義	大石 哲司

上記会員番号はアプラスへのお問合せの際の番号です。クレジット番号・Tカード番号(旧名称T会員番号)ではありませんのでご注意ください。
 お客さま情報保護のため、口座番号表示の一部を省略させていただいております。

累計のご請求金額またはご請求回数	ご請求金額またはご請求回数の累計表示
年会費無料まで	
対象期間	****年**月~****年**月

当月クレジットご利用ポイント	
2020年 4月分	①新規ポイント ②特別ポイント ③調整ポイント

ポイントの見方
 ①…今回クレジットご利用による獲得ポイントです。【ご注文】
 ②…特別にプレゼントするポイントです。【カード】
 ③…ご利用代金の変更等により調整するポイントです。【Tポイント】

お知らせ

ご利用可能枠	ショッピング利用可能枠 割賦利用可能枠 * * * * *
--------	-------------------------------------

※当社カードを複数お持ちの場合、各カードにはそれぞれありますが、ご利用いただける金額の合計は、各カードの最も高い金額の範囲内となります。

ご利用日 年 月 日	ご利用店名	ご利用金額 手数料	売上 割別	支払 回数	今回 回数	お支払金額	現地通貨額
20 2 1							
20 2 1							
20 2 1							
20 2 1							
20 2 1							
20 2 1							
20 2 1							
20 2 1							
20 2 1	アサヒアイデジエイパス	770s	1	1		770	
20 2 1	アサヒシンブンデジタル	980s	1	1		980	711円 1750
20 2 28							
20 2 29							
20 3 9							
20 3 12							

裏面につづく 当月お支払合計金額

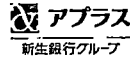
郵便はがき

ご利用日 年 月 日	ご利用店名	ご利用金額 手数料	売上 割別	支払 回数	今回 回数	お支払金額	現地通貨額(通貨略称)・換算	摘要
20 3 12								
20 3 13								
20 3 13								
20 3 13	ハママツケープル	3300s	1	1		3300		
20 3 16								
20 3 18								
20 3 21								
20 3 22								
20 3 22								
20 3 23								
20 3 31	ヤフージャパン	1418s	1	1		1418		
20 3 31	ドコモご利用代金04月分	9970s	1	1		9970		
20 4 3								
*** 当月ご利用金額(小計) ***		119069						
明細書発行手数料		99					99	
*** 当月ご利用金額 ***		119069						

当月お支払合計金額 119,168

(8085)431

ご利用明細書



登録番号 近畿財務局長(4)第00810号

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 今月のご利用明細書をご案内申し上げますのでご確認ください。

当月クレジットご利用ポイント



①新規ポイント
 ②特別ポイント
 ③調整ポイント

2020年 4月分

当月お支払日	2020年 4月27日(月)
当月お支払合計金額	119,168 円

お支払日は毎月27日です。前日迄にご入金願います。(ただし金融機関休業日の場合は翌営業日になります。)

カード名称	スマイルパーソナル Tカードプラス
会員番号	[REDACTED]
金融機関	[REDACTED]
本支店	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]
口座名義	大石 哲司

上記会員番号はアプラスへのお問合せの際の番号です。クレジット番号・Tカード番号(旧名称:T会員番号)ではありませんのでご注意ください。
 お客様の個人情報保護のため、口座番号表示の一部を省略させていただきます。

ポイントの見方
 ①…今回クレジットご利用による獲得ポイントです。【ご注意】
 ②…特別にプレゼントするポイントです。カード
 ③…ご利用代金の変更等により調整するポイントです。Tポイント

お知らせ

ご利用可能枠	ショッピング利用可能枠
	割賦利用可能枠
*****ご利用可能枠*****	

※当社カードを複数お持ちの場合、各カードにはそれぞれ異なりますが、ご利用いただける金額の合計は、各カード最も高い金額の範囲内となります。

ご請求金額またはご請求回数の累計表示	
累計のご請求金額またはご請求回数	
年会費無料まで	
対象期間	*****年**月~*****年**月

ご利用日 年 月 日	ご利用店名	ご利用金額 手数料	売上支払今回 割回数回数	お支払金額	現地通貨
20 2 1	[REDACTED]				
20 2 1	[REDACTED]				
20 2 1	[REDACTED]				
20 2 1	[REDACTED]				
20 2 1	[REDACTED]				
20 2 1	[REDACTED]				
20 2 1	[REDACTED]				
20 2 1	[REDACTED]				
20 2 1	アサヒアイデージェイパス	770s	1 1	770	
20 2 1	アサヒシンブンデジタル	980s	1 1	980	
20 2 28	[REDACTED]				
20 2 29	[REDACTED]				
20 3 9	[REDACTED]				
20 3 12	[REDACTED]				

裏面につづく 当月お支払合計金額

郵便はがき



ご利用日 年 月 日	ご利用店名	ご利用金額 手数料	売上支払今回 割回数回数	お支払金額	現地通貨額(通貨略称)	摘要
20 3 12	[REDACTED]					
20 3 13	[REDACTED]					
20 3 13	[REDACTED]					
20 3 13	ハマツケケーブル	3300s	1 1	3300		
20 3 16	[REDACTED]					
20 3 18	[REDACTED]					
20 3 21	[REDACTED]					
20 3 22	[REDACTED]					
20 3 22	[REDACTED]					
20 3 23	[REDACTED]					
20 3 31	ヤフージャパン	1418s	1 1	1418		
20 3 31	ドコモご利用代金04月分	9970s	1 1	9970		
20 4 3	[REDACTED]					
*** 当月ご利用金額(小計) ***		119069				
明細書発行手数料		99		99		
*** 当月ご利用金額 ***		119069				

当月お支払合計金額 119,168

(8085)4

月額利用料

表記の金額は全て税抜価格です。消費税分は別途精算させていただきます。

インターネット (ライトプラン)	ホーム プレミアム 下り120Mbps 5,000円	プレミアム 下り30Mbps 4,000円	スタンダード 下り10Mbps 3,000円	ブリー 下り1Mbps 1,700円
▼ケーブルテレビ	TEL割 6,130円	TEL割 5,130円	TEL割 4,130円	TEL割 2,830円
SS 2台以降2,400円/台 4,800円	ダブル割 9,000円	ダブル割 8,000円	ダブル割 7,000円	ダブル割 6,100円
TEL割 5,600円	トリプル割 10,130円	トリプル割 9,130円	トリプル割 8,130円	トリプル割 7,230円
S・A 2台以降2,000円/台 4,000円	ダブル割 8,200円	ダブル割 7,200円	ダブル割 6,200円	ダブル割 5,300円
TEL割 4,800円	トリプル割 9,330円	トリプル割 8,330円	トリプル割 7,330円	トリプル割 6,430円
B 2台以降2,000円/台 3,500円	ダブル割 7,700円	ダブル割 6,700円	ダブル割 5,700円	ダブル割 4,800円
TEL割 4,300円	トリプル割 8,830円	トリプル割 7,830円	トリプル割 6,830円	トリプル割 5,930円
M 2台以降1,900円/台 2,500円	ダブル割 6,700円	ダブル割 5,700円	ダブル割 4,700円	ダブル割 3,800円
TEL割 3,300円	トリプル割 7,830円	トリプル割 6,830円	トリプル割 5,830円	トリプル割 4,930円
L 2台以降1,000円/台 1,800円	ダブル割 6,000円	ダブル割 5,000円	ダブル割 4,000円	ダブル割 3,100円
TEL割 2,600円	トリプル割 7,130円	トリプル割 6,130円	トリプル割 5,130円	トリプル割 4,230円
地デジ 1世帯台数に関わらず同料金 900円	ダブル割 5,500円	ダブル割 4,500円	ダブル割 3,500円	ダブル割 2,200円
TEL割 1,700円	トリプル割 6,630円	トリプル割 5,630円	トリプル割 4,630円	トリプル割 3,330円

※当社のサービスは全てベストエフォート型となっております。表記上の数値は通信速度を保証するものではなく、理論上の最大速度です。時間帯や接続先の環境、お客様のご利用機器等によって速度が低下いたします。
 ※インターネットライトプランはインターネット接続のみを提供するサービスです。
 ※地デジコースの月額料金は施設利用料です。
 ※ケーブルテレビをご契約のお客様でらくらく録画オプションをご利用の場合は月額1,000円、らくらく録画ブルーレイオプションをご利用の場合は月額2,000円が加算されます。
 ※月額利用料にNHK放送受信料(衛星含む)は含まれておりません。ケーブル・ウィンディでは「NHK衛星契約放送受信料」の団体一括支払を取り扱っております。是非ご利用ください。
 ※各コースを組み合わせて複数台のコンバーターを利用する場合は、ご利用の最上位コースの基本利用料を1台目として適用します。
 ※ケーブルプラスはKDDI株式会社の商標です。 ※ケーブル・ウィンディケーブルプラス電話は、浜松ケーブルテレビ株式会社とKDDI株式会社が提携し、提供しているサービスです。

初期費用

規 加 入

	ケーブルテレビのみ		インターネット		
	[1台接続]	[複数台接続]	—	[1台接続]	[複数台接続]
テレビ接続台数	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
加入金	15,000円	30,000円	12,000円	27,000円	42,000円
宅内工事	15,000円	30,000円	12,000円	27,000円	42,000円
同時工事割引	—	—	—	-10,000円	-10,000円
合計	30,000円	45,000円	27,000円	32,000円	47,000円

追 加 加 入

	ケーブルテレビを追加		インターネット
	[1台接続]	[複数台接続]	—
テレビ接続台数	15,000円	30,000円	12,000円
宅内工事	15,000円	30,000円	12,000円
追加工事割引	-5,000円	-5,000円	-5,000円
合計	10,000円	25,000円	7,000円

ケーブルプラス電話

ケーブルテレビ 又は インターネット ご加入の方	0円
ケーブルプラス 電話のみ ご加入の方	50,000円

※配線工事等、その他追加工事、追加部材が必要な場合には別途料金が必要です。
 ※ケーブルテレビ(SS・S・A・B・ミニ・Cコース)のご加入にあたり、上記初期費用とは別に専用リモコン(3,000円/個)が必要です。
 ※ケーブルテレビ(SS・S・A・B・ミニ・Cコース)の宅内工事内容にはデジタルコンバーター1台の設置が含まれております。
 ※TV複数台接続工事において、デジタルコンバーターを追加設置する場合には、2台目以降1台につき3,000円の追加工事と専用リモコン(3,000円/個)が別途必要です。
 ※TV複数台接続工事において、既設のテレビ配線が利用できない場合、テレビ配線が無い場合など、新規工事が必要な場合には、1か所につき7,000円の追加工事が必要となります。
 ※接続にD端子ケーブルが必要な場合は、1本につき1,000円の料金が必要です。(HDMIケーブルの場合、2,000円/本)
 ※引込工事費は無料(通常20,000円)です。
 ※追加加入の場合は、新規に加入金は発生しません。

メニュー変更費用

メニュー変更費用> ケーブルテレビ、インターネットそれぞれのサービスにおいて、各コース間の変更は以下の料金が必要になります。

ケーブルテレビのみ	メニュー変更手数料	工事費	リモコン代	計
SS・S・A・B・Mコース間で変更される場合	1,000円	—	—	1,000円
SS・S・A・B・Mコースから地デジコースへ変更される場合	1,000円	2,000円	—	3,000円
地デジコースからSS・S・A・B・Mコースへ変更される場合	0円	0円	3,000円	3,000円
らくらく録画・らくらく録画ブルーレイへ変更・追加される場合	—	3,000円	3,000円	6,000円

インターネット	メニュー変更手数料	工事費	計
コース・プラン変更	1,000円	—	1,000円

※ケーブルテレビのSS・S・A・B・M(ミニ)・Cコースより地デジコースへの変更は、ご加入後6ヶ月以降の受付となります。

表記の金額は全て税抜価格です。消費税分は別途精算させていただきます。

整理番号 4-19

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等謝儀費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	インターネットプロバイダ料		
年 月 日	令和 2年 4月27日~平成 年 月 日	金 額	709円

目 的	インターネットの利用
使 途	4月請求分の利用料
政務活動・ 県政との 関 連 性	—
<領収書貼付枠> 別紙のとおり 口座引落し: 2年4月 整理番号 4-17 参照	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	1,418円	1 / 2 %	709円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用明細書



登録番号 近畿財務局長 (4) 第00810号

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 今月のご利用明細書をご案内申し上げますのでご確認ください。

当月クレジットご利用ポイント



2020年 4月分

- ①新規ポ
- ②特別ポ
- ③調整ポ

当月お支払日	2020年 4月27日(月)
当月お支払合計金額	119,168 円

お支払日は毎月27日です。前日迄にご入金願います。(ただし金融機関休業日の場合は翌営業日になります。)

カード名称	スマイルパーソナル Tカードプラス
会員番号	[REDACTED]
金融機関	[REDACTED]
本支店	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]
口座名義	大石 哲司

上記会員番号はアプラスへのお問合せの際の番号です。クレジット番号・Tカード番号(旧名称:T会員番号)ではありませんのでご注意ください。
 お客様の情報保護のため、口座番号表示の一部を省略させていただきます。

ポイントの見方
 ①…今回クレジットご利用による獲得ポイントです。【ご注
 ②…特別にプレゼントするポイントです。カード
 ③…ご利用代金の変更等により調整するポイントです。Tポイ

お知らせ

ご請求金額またはご請求回数の累計表示	
累計のご請求金額またはご請求回数	
年会費無料まで	
対象期間	****年**月~****年**月

ご利用可能枠	ショッピング利用可能枠
	副利用可能枠
味味***味***味***味***味***	

※当社カードを複数お持ちの場合、各カードにはそれぞれご利用いただける金額の合計は、各々最も高い金額の範囲内となります。

ご利用日 年 月 日	ご利用店名	ご利用金額 手数料	売上 割戻	支払 回数	今回 回数	お支払金額	現地通貨
20 2 1							
20 2 1							
20 2 1							
20 2 1							
20 2 1							
20 2 1							
20 2 1							
20 2 1							
20 2 1	アサヒアイデージェイパス	770s	1	1		770	
20 2 1	アサヒシンブンデジタル	980s	1	1		980	
20 2 28							
20 2 29							
20 3 9							
20 3 12							

裏面につづく 当月お支払合計金額

郵便はがき



ご利用日 年 月 日	ご利用店名	ご利用金額 手数料	売上 割戻	支払 回数	今回 回数	お支払金額	現地通貨額(通貨略称)	摘要
20 3 12								
20 3 13								
20 3 13								
20 3 13	ハマツケール	3300s	1	1		3300		
20 3 16								
20 3 18								
20 3 21								
20 3 22								
20 3 22								
20 3 23								
20 3 31	ヤフージャパン	1418s	1	1		1418		
20 3 31	ドコモご利用代金04月分	9970s	1	1		9970		
20 4 3								
	*** 当月ご利用金額 (小計) ***	119069						
	明細書発行手数料	99				99		
	*** 当月ご利用金額 ***	119069						

当月お支払合計金額 119,168

(8085)4

ご利用明細

「わいわいプレゼント」のポイント対象となるご利用分を*で表示(プラスP有の場合は★表

ご利用日	ご利用先など	商品内容など	ご利用金額	手数料/利息 (総額)	支払回数	回 目	今月の お支払金額	備考	
20 3:11	【大石 哲司 様】 中部電力 20年03月分	[REDACTED]	22,196		1	1	22,196		
		--- JA CARD (一体型) ご利用分					22,196	小計---	
<p>◆以下いずれかの年会費無料化条件を達成すると次年度の年会費が無料になります！◆</p> <p>[年会費無料化条件1/年間カードショッピング12万円以上ご利用]</p> <p>今月のご利用金額 22,196円</p> <p>累計のご利用金額 70,339円</p> <p>年会費無料まで *****円</p> <p>累計期間: 2年 2月~ 3年 1月※請求書へ新規記載のご利用分が対象です</p> <p>[年会費無料化条件2/電気料金または携帯利用料金をJAカードでお支払い]</p> <p>★★年会費無料化条件を達成しました!次年度の年会費は無料です★★</p>									
お引落口座		ゆうちょ銀行・楽天銀行	その他金融機関	<p>当月お支払分のショッピング「1回払い」を「リボ払い」「分割払い」に変更できます!</p> <p>※「リボ払い」「分割払い」には所定の手数料がかかります。※ご利用状況によっては、変更いただけません。</p>					
変更締切日		4月21日(火)	4月22日(水)						
お申込み		<input type="checkbox"/> 三菱UFJニコスWEBサイト https://www.cr.mufg.jp TOPページからログイン ▶ 「お支払方法の変更」 ※お申込みは変更締切日の20:00まで。ご利用には「Net Branch」のIDが必要です。		☎ NICOSコールセンター 0570-025405 または 03-5940-1100 9:00~17:00(無休・年末年始は休み)					A005
							今月お支払合計	22,196	

※新規ご利用分の取消しおよび全額繰上返済があった場合は、ご利用明細に表示されない場合があります。
 ※リボ払いのご利用明細は、新規ご利用分のみ表示します。
 明細行数が20行以下の場合、ハガキタイプにて発行させていただきます。

キャッシングリボ払いのご利用状況

前月お支払後残高	4月お支払元本	●お支払方法 ボーナス加算	月 月
新規ご利用金額	4月お支払手数料/利息		
残高合計	4月リボお支払金額	※繰上返済および取消し等があった場合は、当該金額を相殺した金額を表示します。	
	今月お支払後残高		

[海外ショッピングご利用について] 円換算レートはVisaまたはMastercardが適用するレートを使用いたします。必ずしもご利用日のレートではございません。また、海外でのショッピングご利用分は適用レートに諸事務処理などの費用として、弊社が定めた2.20%(税込)を加算させていただきます。

クレジットカードご利用代金請求書(兼利用明細書)

いつもクレジットカードをご利用いただき誠にありがとうございます。

ご利用カード JA CARD (一体型)
 カード番号 [REDACTED]
お客様の個人情報保護のため、カード番号とご指定引落口座番号を一部非表示としております。

お支払月分	2020年 4月分
お支払金額	22,196円
お支払日(引落日)	4月27日(月)

作成日 2020年 4月14日

ご指定引落口座
 [REDACTED]

※弊社クレジットで同一口座のお引き落としがある場合、合算された金額をお支払日(引落日)の前日(金融機関営業日)までに、ご指定。

